

NEWS RELEASE

2018年6月20日

認証工場における大型特殊自動車の不適切な分解整備作業について

この度、当社の直営サービス工場のうち、道路運送車両法に基づいた認証工場（国の認証を受けた整備事業者）にて、大型特殊自動車（車検ナンバープレート付き）に該当するクレーン台車の不適切な分解整備作業を行った事実が、2拠点合計で7件判明しましたので、国土交通省に報告致しました。

ご使用者のお客様はじめ関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。発生経緯、発生原因、今後の対応及び再発防止につきまして、以下のとおりお知らせ申し上げます。

記

1. 発見の経緯と該当車両

国土交通省自動車局整備課より、平成30年4月24日付け国自整第38号「分解整備作業の適切な実施について」にて、道路運送車両法に基づいた認証工場での分解整備作業の周知・徹底要請があり、弊社の各サービス拠点に対して、大型特殊自動車の分解整備作業の実施状況を調査致しましたところ、弊社の認証工場2拠点（東京・名古屋）において、下記の事実が判明いたしました。

大型特殊自動車（クレーン台車）における分解整備作業について、

認証工場（東京・名古屋）から出張し現場で行われた不適切な分解整備作業が6件、

認証工場（名古屋）において分解整備記録簿を適正に作成・保管していない事例が1件

なお、現時点で不適切な分解整備作業が行われた車両において、同分解整備に起因する不具合の発生は確認されておりません。

2. 発生原因

道路運送車両法（第49条と第78条）及び道路運送車両法施行規則第3条に規定されている「分解整備作業の定義」等、関連法令についての教育及び法令遵守指導、並びに業務管理及び周知徹底が不十分でした。

3. 今後の対応

不適切な分解整備の対象となった車両につきましては、速やかにお客様にご案内の上、認証工場にて安全確認を行い、万一不具合がある場合には、適切な再整備を実施致します。

4. 再発防止

本件を、国土交通省自動車局整備課に報告し、当該拠点を管轄する運輸支局の指導の下、改善を図るように指示を受けております。これらご指導内容に加え、法令内容周知の再徹底、整備業務の基準の明確化、道路運送車両法及び関連法令についての教育、法令遵守指導の実施、業務監査の整備を推進して参ります。

お客様はじめ関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をお掛けしましたことを重ねて深くお詫び申し上げます。

以上

本件に関する問い合わせ先

【お客様窓口】 CS企画部 担当：戸井田、田中 Tel (03) 3845-1396

【広報担当】 経営企画部 担当：森、熊澤、味岡 Tel (03) 3845-1386